

小形山村

〔都留市〕

小形山は、都留市の中心部から北東へ四キロメートルの所に位置し、桂川左岸の河岸段丘上にある。集落は中谷・松葉・堀ノ内・原の各字に集中している。この集落の中心から小さな沢に入ったところの古宿や大棚などにも集落がある。この辺は『甲斐国志』に「本村ノ旧地ナリ」と記されているところである。この古宿を通って横吹から羽根子へ抜ける道も古くからあった道ではないかとみられるが、現在は横吹から先へは通る人もない。点在する集落の北側から西側にかけては標高九七五メートルの高川山と五九四メートルの小山によつて視界がさえぎられている。一方、集落の東側は、桂川をはさんで田野倉となり、南側にはかなり広い水田が開かれている。昭和五十五年の世帯数は一七一世帯、人口は七一一人である。

『甲斐国志』によると、小形山村は村高二五三石八斗三升五合、戸数一五三、人口七〇二の村である。文禄検地の時には岡田村と称し、川茂村と一緒にあつたが、その後の寛文九年（一六六九）の検地を契機に小形山村は川茂村と分かれ、独立して一村となつた。寛文検地で川茂村が分村するまでの村高は三五二石余であったが、分村してからは二五三石余に減つて、以後幕末期まで同じである。この村高の内、田高二一石余に対し、畠高は二三一石余である。耕地面積も、村明細帳に田三町歩余、畠は四五町歩余とあり、田は耕地面積の六ペーセントを占めるにすぎない畠勝ちの土地だったことは確かである。ところが、幕末期には田が増えている。明治二十四年の『山梨県市郡村誌』によると、幕末期ころの田は一三町七反歩余で、畠は三四町六反歩余になり、総計では変化ないが、内訳では田が四倍以上も増え、畠がその分だけ減つてゐる。

この小形山村の家数・人数の変遷をみると、元禄十五年（一七〇二）には五五戸であった家数が、四四年後の延享三年（一七四六）には二倍以上の一二六戸に増加している。人数は四五七人から五八六人へ、そして宝暦九年（一七五九）には家数は一五一戸で、人口は延享から七〇人増えて六五六人になつてゐる。このように、宝暦九年まで増加してきた家数もその後天明一文化にかけて二戸増えただけなのに、人数は文化初年には七〇〇人を越すようになった。江戸期を通して、この文化初年の家数と人数は最高で、以後は減少していく。家数は天保期以降、幕末期まで一二七戸で推移した。家数は天保期以降、幕末期まで一二七戸で推移し、人数は天保で五七四とかなり減つて、嘉永期には四五人になつてゐる。ところが、安政三年（一八五六）になると、人口は五九〇人とふたたび増加の気配を示し始めている。

このように田畠の比率、家数・人数の変遷をみると、注目される三つの時期があるよう見える。一つは元禄期から享保期をはさんで延享期にいたる間の家数の増加である。元禄期の一戸当たりの人数と、延享期のを比較すると、この間に明らかに分家などによる独立が見られたのではないか。これに対し天保期以降の人口の減少は、凶作による打撃とみることができ、そして幕末期に水田が増えていったことが、人口の増加になつて結果したのではないかという推測ができる。



小形山の遠景

こうした小形山の変化のなかで、まず指摘できるのは畠を利用しての養蚕製糸と織物業の展開であろう。とく

都留市史

資料編 都留郡 村 絵 図
村 明 細 帳 集

三 宝曆九年（一七九五）九月 小形山村差出帳

（表紙）

一 宝曆九年

甲斐国都留郡小形山村差出帳 下

卯 九月

寛文九己酉年秋元但馬守様御検地

御水帳式冊 内巻冊山水帳

甲斐国都留郡

小形山村

一高武百五拾三石八斗三升五合

此反別四拾八町三反七畝四步

桑百五拾七束

漆四拾束七分五厘

田高武拾壹石八斗四升貳合

此反別三町武反七畝武歩半

畠高武百三拾壹石九斗九升三合

内武斗武升七合 無地高

此反別四拾五町壹反壹歩半

桑百五拾七束

漆四拾束七步五厘

内

高壹石壹斗六升貳合

此反別壹反九畝貳拾九步

高五石壹斗

上田四反六畝拾壹步

高七石武斗六合

中田八反式歩

高四石武斗九升四合

下田六反壹畝拾步半

高武石四斗壹升三合

下々田四反八畝八步

高武石四斗九升六合

見付田八反三畝六步

高壹石九升貳合

上烟田成式畝四步

高壹石八合

下烟田成式畝拾貳步

高三升三合

見付烟田成三畝九步

高武拾壹石三斗七升

屋敷式町壹反三畝貳拾壹步

高五拾八石七斗六升四合

下々烟六町五反式畝廿八步

高六拾石八升八合

中烟九町武反四畝拾三步

高五拾九石五斗六升

下々烟拾三町武反三畝拾七步

高八升四合

藏屋敷壹畝廿六步

高八斗壹升五合

漆四拾束七步五厘

下田烟成六畝八步半

山烟武町六反三畝拾六步

此取大豆壹石七升九合

此取米四石五斗貳升四合

米三斗九勺

田方切出年貢

米三斗壹升

烟方同断

上山烟八反四畝拾壹步

此取大豆七斗壹升

中山烟六反三畝廿步

此取大豆三斗八升七合

下山烟五反八畝拾五步

此取大豆九升四合

上柴山拾町五反四畝拾步

此取米貳石三合

中柴山拾貳町

此取米壹石七斗六升五合

下柴山五町七反四畝拾步

此取米壹斗貳升三合

一下々柴山武町四畝拾步

此取米壹斗貳升三合

一永百武拾五文

一永五拾文

一永老貫百八拾八文五分

一永五拾文

一永九拾六文五分

一永百五拾六文五分

一永武貫五百三拾八文

一米壹斗五升三合

代永百五拾七文五分

正納

但、漆壹益ニ烟米五斗ニ御継合被下候

一御年貢米浮役共

前々より金納ニ仕候、直段之義は御張紙直段次第、

年々増減御座候

一山川運上物請負無御座候

一絹・紬・煎茶運上無御座候

一御林竹木無御座候

一金銀銅山無御座候

一御菴鷹山無御座候

一薬種出候山無御座候

一葉種出候山無御座候

一 田水用水

是は当国羽彌子より当村迄道法壱里之内、田水用水
ニ仕候、山沢より出候水ニ御座候ニ付、ひでり之年

ハ仕付荒ニ成申候、用水は大川桂川よりくみ上ヶ申
候

候

一 板橋無御座候

一 田拾ヶ年限り質入直段、壱反ニ付金壱両弐三分位仕候
(舊)

一 煙拾ヶ年限り同断直段、壱反ニ付金壱両壱分位仕候

一 田壱ヶ年限預ケ入上、壱反ニ付穀(記載なし)

一 煙年限り預ケ入上、壱反ニ付金壱分武朱位仕候

一 御拝借無御座候

一 一株場
是は当村之内、高和山ニて取来申候

一 薪山

是は真木山ニて入会、薪・萩・十六で(記載なし)

但シ、大豆壱石武斗九升五合、御年貢年々差上申候

一 郷藏無御座候

当辰年改

一 当村人別六百五拾六人

男三百九人

女三百四拾壱人

内 座(重)
當壱人

神主壱人

僧四人

一 牛馬五拾弐疋

内 女馬五拾疋

牛 式疋

水呑共

一家數合百五拾壱軒

除地壱石七升弐合

一寺壱ヶ寺

一 観音堂

一 十王堂

一 藥師堂

右三ヶ所は富春寺支配

一 宮拾五箇所

内

稻村大明神

除地 橫廿四間
堅廿八間
壱反壱畝歩

諭訪大明神

除地 橫廿四間
堅廿八間
三反四セ廿九歩

此外はこら

御年貢地柴山之内
地方明神

右同断

御嶽權現
伊勢大神宮

右同断

天狗
御年貢地柴山之内
稻荷明神

右同

今天神
御年貢地柴山之内
金山權現

右同

湯場權現
同 山神

同 山神

同 山神
神主
平井備前守

一 当村氏神祭礼
七月廿一日

一 当村枝鄉無御座候

一 猪鹿威四季打鉄炮四挺
預り人

一 当村間屋無御座候

一 当村造酒屋無御座候

一 当村より織出候絹紬、四百五拾疋より五百疋迄、金高

一 当村蚕大積り金高武百両程

一 当村より織出候絹紬、四百五拾疋より五百疋迄、金高

一 御伝馬大助之義は、往還大通り之節は、御役所より被

仰付次第ニ罷出相勤申候、其外之通りニは、伝馬宿役人方より相触次第人馬差出申候	一御高札式枚 切支丹札 三笠附札 壱枚
一当村切支丹類族無御座候	一諸運上物無御座候
一追放者無御座候	一御林竹木無御座候
一欠落者無御座候	一金銀山銅山無御座候
一舟渡御座候	一御巣鷹山無御座候
是ハ大室渡場、百姓作場かよひニ御座候	一舟渡
一江戸ハ当村より卯辰ニ當り申候	是ハ百姓通用仕、近村々にて船頭老人抱置通路仕候
一当村より道法	一株場当村高和山ニて取采り申候
江戸日本橋迄武拾四里 豆州三嶋へ拾七里	一薪山
甲府へ拾三里 相州小田原へ武拾五里	是ハ真木村山内入会、薪諸品取来申候、但大豆老石
八王子へ拾三里 当国谷村へ壹里廿丁	一斗九升五合御上様へ御年貢差上申候
右は此度当御支配ニ相成候ニ付、村差出帳差出可申旨、 <small>(母脱カ)</small> 尤限遂吟味、先前御支配へ差出候通之ヶ條不洩 <small>(翁カ)</small> 相認、	一後第 「一ゴアン 富春寺ノ下川原ラ云」
若心得違、公事出入可為致新法之儀共書入不申、帳面認 メ差上可申旨御触ニ御座候、依之名王・組頭・年寄は勿	寛文九酉年秋元但馬守様御検地
論、惣百姓立会吟味仕、帳面仕立差上申候處、少も相違	御水帳二冊
無御座候、以上	高武百五拾三石八斗三升五合
宝曆九年卯九月 小形山村 桑百五拾七束	此反別四拾八町三反七畝四步
名主 市右衛門印 締四拾束七分五厘	桑百五拾七束
組頭 弥右衛門印 田高武拾壹石八斗四升武合	内高武斗四升三合 諸引
百姓代 八郎右衛門印 此反別三町武反七畝武歩半	内高壹石九斗九升三合 無地高
江川太郎左衛門様	烟高武百三拾壹石九斗九升三合
御役所	内高武斗武升七合
小形山村 井上一治家文書	桑百五拾七束
(表紙) 文化三年	漆四拾束七分五厘
前々明細書上帳	此反別四拾五町壹反壹歩半
寅八月 甲州都留郡 小形山村	此反別三畝五步
(後筆) 「東北ハ桂川ヲ隔テ田野倉ト境、北西ハ峰山ヲ境、ヲソコ坂ノ峠ヨリ花咲ト境、ヲソコヨリ西高尾山峰ヲカキ	内高壹石九斗六升武合 諸引
リ真木ト境、高尾ノイト高クソヒエシ所ヲ道心者ト云、此ヨリカソバ沢迄峰ツ、キ下初狩トサカフ、又道心者ヨリヲネ通横吹峰マテ長生寺領ト川茂ト境、夫ヨリミネヲカキリ諷方ノ森ニ見ワタン、東ノ方皆川茂ト境、東北舟場ヨリ西南横吹境迄凡一里、北ヲソコ峠ヨリ東南諷方森マテ凡十二丁ハカリ」	此取大豆壹石五升九合
(折付箋の位置) 一山畑武町六反三畝拾六步	一柴山三拾町九反四畝拾六步
此反別壹反六畝廿九步	此取米四石五斗壹合
一永壹貫六百六拾六文五分 浮役金	一永壹貫六百六拾六文五分 浮役金
一男は耕作間は薪・秣取申候	一女は蚕仕、絹稼第一仕候

当国金井村桂林寺末
濟家宗桂林山富春寺

一除地畠高壱石七斗七升武合
此反別式反七畠八歩
(後筆)
〔本尊三尊弥陀開山格智神
師永享五年癸丑八月十五日〕

一十王堂壱ヶ所

「堀之内」(後筆)
「薬師堂壱ヶ所」

一宮拾五ヶ所

内

〔後筆〕
〔宮ノコシ〕
〔末社八幡宮神跡名〕

神主上総

除地壱反壱畠歩

高三斗五升

〔大原〕(後筆)
〔諏訪大明神〕
〔アケクホ〕(後筆)
伊勢大神宮

除地三反四セ廿九歩

〔ナカヤ〕(後筆)

御嶽權現

〔アケクホ〕(後筆)

天狗

〔原〕(後筆)

稻荷明神

〔宮ノ上〕(後筆)

天神

〔ラコソヒ〕(後筆)

天神

〔セナタ〕(後筆)

金山

〔八幡宮〕(後筆)

金山

〔不動〕

金剛權現

〔中屋ノ入〕(後筆)

湯場權現

〔村ヨリ八丁ハカリ〕

山神

〔松葉大タテ〕(後筆)

六左衛門

右衛門

兵衛門

新源佐

兵衛門

六左衛門

右衛門

兵衛門

左衛門

左衛門

左衛門

左衛門

外

一家数百五拾三軒

壱里半

一當村より道法江戸へ武拾四里、甲府へ拾武里、谷村へ

壱里半

一田壱反ニ付畠種八九升程

一御伝馬大助之儀、黒野田宿・阿弥陀海道宿・白野宿へ
罷出相勤申候

一人數七百武人

男三百四五拾三人
女三百四拾六人

馬五拾武疋

右は此度御尋ニ付、当村明細書差上候通相違無御座候、
(後筆)
右外古跡・古筆等何ニても無御座候、以上

文化三寅年八月

百姓甚右衛門
組頭佐兵衛
名主重郎右衛門
小形山村

松平伊予守様御内
御役人衆中様

○〔甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄〕より。
(富士吉田市 加々美四郎家文書)

〔富士吉田市 加々美四郎家文書〕

百姓甚右衛門
組頭佐兵衛
名主重郎右衛門